

銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画の中間年の見直しについて

1 銚子市第2期子ども・子育て支援事業計画について

(1) 計画の法的根拠

子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」
として令和2年3月に策定した。

●子ども・子育て支援法（抄）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

●基本指針

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）

(2) 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間

(3) 計画で定めるべき事項

- 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

2 中間年における計画の見直しについて

基本指針において、計画に定めた教育・保育給付の「量の見込み」と実際の支給認定者数が大きくかい離している場合には、中間年を目安として必要な場合には計画の見直しを行うこととされています。

(1) 見直しの要否の基準（令和4年3月内閣府事務連絡）

① 教育・保育給付

令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの子どもの「実績値」が、計画における「量の見込み」と比較し、10%以上のかい離がある場合

② 地域子ども・子育て支援事業

教育・保育の「量の見込み」の見直しに併せて、事業の実施状況や利用状況等に照らし、必要がある場合

※見直しにあたっては、新型コロナウイルス感染症等の影響に留意する必要がある。

(2) 見直しの要否について

○教育・保育給付

令和3年4月1日時点の教育・保育給付認定区分ごとの量の見込みと実績値の比較

区分	3歳以上		3歳未満	
	1号	2号	3号	
			1-2歳	0歳
量の見込み (必要利用定員総数)	250人	472人	229人	41人
実績値	236人	519人	241人	35人
実績値/量の見込み	94.40%	109.96%	105.24%	85.37%
確保方策	510人	573人	258人	49人

<本市における見直しの必要性>

国の見直し基準である10%以上のかい離が無いことから見直しは不要。